

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

対象 1～19:本市と同時期(平成19年度)に施行した市の条例(判明分)
20～74:平成25年度以降に施行した市の条例(判明分)

平成29年6月23日(金)
第5期第5回日進市自治推進委員会 資料3-2
平成29年4月現在

市名	愛知県日進市	北海道札幌市	北海道苫小牧市	北海道留萌市	北海道帯広市	北海道稚内市	新潟県妙高市
条例名	日進市自治基本条例	札幌市自治基本条例	苫小牧市自治基本条例	留萌市自治基本条例	帯広市まちづくり基本条例	稚内市自治基本条例	妙高市自治基本条例
人口	89,173	1,958,878	173,268	22,293	168,281	35,741	33,688
施行期日	平成19年10月1日	平成19年4月1日 改正:平成26年10月6日	平成19年4月1日 改正:平成23年9月28日	平成19年4月1日 改正:平成19年4月1日	平成19年4月1日	平成19年4月1日	平成19年4月1日 改正:平成25年4月1日
第1条 目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条 条例の位置づけ	この条例の位置付け	この条例の位置付け	この条例の位置付け	この条例の位置付け	この条例の位置付け	この条例の位置付け	この条例の位置付け
第3条 定義	定義	定義	用語の定義	用語の定義	定義	ことばの意味	用語の定義
第4条 自治の基本原則	基本理念/まちづくりの基本原則	基本原則	情報共有の原則/市民参加の原則/協働の原則	基本原則	基本原則	自治の基本理念/市民参加の原則	自治の基本理念/市民参加の原則
第5条 個人の尊厳	まちづくりに参加する権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利及び責務	市民の権利	市民の権利	市民の権利
第6条 平和的生存権							
第7条 環境権							
第8条 知る権利	市政の情報を知る権利		市民の権利【再掲】				
第9条 個人情報の保護							
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務	市民の責務/事業者の責務	市民の責務	市民の責務	市民の権利及び責務【再掲】	市民の責務	市民の責務	市民の責務
第12条 市議会の役割と責務	議会の役割及び責務/市民に開かれた議会/議員の役割及び責務	議会の役割/議会の運営/議員の責務	議会の役割と責務/議員の責務	市議会の役割/市議会の責務	市議会の役割/市議会の責務	市議会の役割/市議会の責務	市議会の責務
第13条 市長の役割と責務	市長の役割及び責務	市長の責務/執行機関の責務	市長の責務/市の責務	市長の責務	市長の責務	市長の責務	市長の責務/市の責務
第14条 市職員の役割と責務	職員の責務/職員の育成	職員の責務/職員の任用及び育成	職員の責務	市職員の責務	市職員の責務	市職員の責務	市職員の責務
第15条 市民参加	市政への市民参加の推進	市民参加		参加機会の充実/パブリックコメント制度	市民の参画/参画の推進/審議会等	計画策定等における市民参加の原則/計画策定等における市民参加の手続	
第16条 市民自治活動	市民によるまちづくり活動の推進/青少年や子どものまちづくりへの参加/まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり/区におけるまちづくり	協働の推進	コミュニティ	協働の推進/コミュニティ活動	協働の推進/コミュニティ	コミュニティ	
第17条 連携	他の自治体等との連携・協力	他の市町村等との連携協力	連携と協力	国・道及び他の自治体との関係	国、北海道や他自治体との連携	他の自治体等との連携・協力/市外の人々との交流	
第18条 柔軟な組織の形成			組織編成	組織及び機構	組織		
第19条 市民本位の市政運営	行政運営の基本	意見、要望等への対応					
第20条 計画的な市政運営	総合計画等	総合計画	総合計画の策定と政策の体系化	総合計画	運営の原則/総合計画	総合計画	
第21条 開かれた市政運営	市民に開かれた議会【再掲】/情報公開/情報提供	情報提供及び情報公開		情報提供/情報公開	情報の提供/情報の公開	情報の共有/情報の提供	
第22条 個人情報の適切な取扱い	個人情報の保護	個人情報の保護	個人情報保護	個人情報保護	個人情報の保護	個人情報の保護	
第23条 適切な行政手続	公正で信頼の置ける行政運営の確保	行政手続	行政手続	行政手続			
第24条 財政	財政運営	健全な財政運営	財政運営の基本原則	財政運営	財政運営	健全な財政運営	
第25条 行政評価	行政評価	行政評価	進行管理と評価	行政評価	行政評価	行政評価	
第26条 住民投票	住民投票	住民投票	住民投票	住民投票	住民投票/住民投票の請求・発議	住民投票/住民投票の請求・発議	
第27条 条例の遵守	市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価/市民自治推進会議	苫小牧市民自治推進会議					
第28条 条例の見直し	この条例の見直し/市民自治推進会議【再掲】	条例の見直し/苫小牧市民自治推進会議【再掲】	条例の見直し	条例の見直し	条例の見直し	条例の見直し	
第29条 委任							
	本条例にない項目	北海道札幌市	北海道苫小牧市	北海道留萌市	北海道帯広市	北海道稚内市	新潟県妙高市
A	危機管理		危機管理		危機管理	危機管理	
B	安全安心					防犯と交通安全の推進	
C	まちづくり						
D	説明責任		説明責任		説明責任	説明責任	
E	政策法務		政策法務				
F	公益通報						
G	出資法人		出資法人等		出資団体等	市の関与団体等	
H	監査	公正で信頼の置ける行政運営の確保【再掲】					
I	国際交流					国際交流の推進	
J	子どもの権利等						
K	人材育成						
L	その他					子育て平和運動の推進	
						医療と福祉の充実	
						自然環境を活かしたまちづくり	

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

対象 1～19:本市と同時期(平成19年度)に施行した市の条例(判明分)
20～74:平成25年度以降に施行した市の条例(判明分)

平成29年6月23日(金)
第5期第5回日進市自治推進委員会 資料3-2
平成29年4月現在

市名	愛知県日進市	7 長野県飯田市	8 長野県千曲市	9 岐阜県岐阜市	10 大阪府豊中市	11 大阪府柏原市	12 福岡県うきは市
条例名	日進市自治基本条例	飯田市自治基本条例	千曲市まちづくり基本条例	岐阜市住民自治基本条例	豊中市自治基本条例	柏原市まちづくり基本条例	うきは市協働のまちづくり基本条例
人口	89,173	103,679	60,149	412,989	394,788	70,903	30,721
施行期日	平成19年10月1日	平成19年4月1日 改正:平成23年11月30日 改正:平成25年3月25日	平成19年4月1日	平成19年4月1日	平成19年4月1日	平成19年4月1日 改正:平成22年4月1日 改正:平成26年4月1日	平成19年4月1日
第1条 目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条 条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ	この条例の位置づけ	条例の位置づけ	この条例の位置づけ	この条例の位置づけ	最高規範性/条例等の体系化
第3条 定義	用語の定義	用語の定義	用語の定義	定義	定義	定義	定義
第4条 自治の基本原則	自治の基本原則/市民主体の原則/情報共有の原則/参加協働の原則	情報共有の原則/参加原則	基本理念/基本原則	自治の基本原則	まちづくりの基本理念/基本原則		
第5条 個人の尊厳	市民の権利	まちづくりに参加する権利	市民の権利及び役割	市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利
第6条 平和的生存権							
第7条 環境権							
第8条 知る権利		情報への権利	市民の権利及び役割【再掲】				
第9条 個人情報の保護							
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務	市民の役割/事業者の役割	まちづくりにおける市民の責務/まちづくりに参加する権利の拡充/コミュニティにおける市民の役割	市民の権利及び役割【再掲】	市民の責務/事業者の責務	市民の責務	役割と責務/情報の共有化/交流と連携/市民の役割と責務	
第12条 市議会の役割と責務	市議会の責務/開かれた議会運営/市議会議員の責務/政策の調査、審議のための機関/市議会事務局職員の責務	市議会に関する基本的事項/市議会の情報の公開及び提供/市議会議員の責務	市議会	市議会の権限等/市議会の責務/市議会議員の責務		議会の役割と責務	
第13条 市長の役割と責務	市長の責務/市の執行機関の責務	市長の責務/執行機関の責務	執行機関等	市長の権限/市長の責務	市の機関の責務	情報の共有化【再掲】/交流と連携【再掲】/市長の役割と責務	
第14条 市職員の役割と責務	市の執行機関の職員の責務			職員の責務/人材育成		市職員の役割と責務	
第15条 市民参加	協働して行う市政運営/市民意見の公募/附属機関の委員の任命	満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利/審議会等への参加/計画過程等への参加/条例制定等の手続	パブリックコメント手続/審議会等の運営	参画における原則/意見公募手続/審議会等の委員の選任	市民参加の対象/市民参加の方法等/意見等の取扱い/審議会等の委員/会議の公開/意見公募の実施/公表事項/公聴会の実施/その他の市民参加の方法/市民からの意見等の取扱い	まちづくりに参加/委員の公募/青少年の参加/市民からの提言	
第16条 市民自治活動	市民組織の尊重/地域自治の推進/地域自治区/まちづくりのための委員会等/自治活動組織/協働して行う市政運営【再掲】	コミュニティ/コミュニティにおける市民の役割【再掲】/市とコミュニティのかかわり	コミュニティ/協働で担う公共/まちづくりに関する協議会等/中間支援機能	地域自治/協働における原則/協働の推進/パートナーシップ協定		まちづくり活動の推進/コミュニティの育成と支援	
第17条 連携		市外の人々との連携/近隣自治体との連携/広域連携/国際交流及び連携		国又は他の地方公共団体との連携		交流と連携の促進/広域行政の推進	
第18条 柔軟な組織の形成	市の執行機関の組織運営	組織		行政組織			
第19条 市民本位の市政運営		意見・要望・苦情等への応答義務等		市政運営の基本原則			
第20条 計画的な市政運営	基本構想等	計画の策定時における原則/計画策定の手続		総合計画		総合計画の策定/総合計画の実施	
第21条 開かれた市政運営	情報の公開/開かれた議会運営【再掲】	意思決定の明確化/情報共有のための制度/情報の収集及び管理/市議会の情報の公開及び提供【再掲】		情報公開及び個人情報の保護		情報の共有化【再掲】/情報の公開/意思決定の明確化	
第22条 個人情報の適切な取扱い	個人情報の保護	個人情報の保護		情報公開及び個人情報の保護【再掲】	個人情報の保護		
第23条 適切な行政手続		行政手続の法制化		行政手続			
第24条 財政	財政状況の公表	総則/予算編成/予算執行/決算/財産管理/財政状況の公表		財政運営			
第25条 行政評価	行政評価	評価の実施/評価方法の検討		行政評価		総合計画の評価	
第26条 住民投票	住民投票	住民投票の実施/住民投票の条例化	住民投票	住民投票			
第27条 条例の遵守		条例等の体系化					
第28条 条例の見直し	条例の見直し	この条例の検討及び見直し	住民自治推進審議会			条例の見直し	
第29条 委任			委任			委任	

	本条例にない項目	長野県飯田市	長野県千曲市	岐阜県岐阜市	大阪府豊中市	大阪府柏原市	福岡県うきは市
A	危機管理		危機管理体制		危機管理		
B	安全安心						
C	まちづくり						
D	説明責任	説明責任	説明責任			説明責任	
E	政策法務				政策法務		
F	公益通報				法令遵守		
G	出資法人						
H	監査						
I	国際交流		国際交流及び連携【再掲】				
J	子どもの権利等						
K	人材育成						
L	その他						学習の権利

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

対象 1～19:本市と同時期(平成19年度)に施行した市の条例(判明分)
20～74:平成25年度以降に施行した市の条例(判明分)

平成29年6月23日(金)
第5期第5回日進市自治推進委員会 資料3-2
平成29年4月現在

市名	愛知県日進市	山梨県甲府市	愛媛県四国中央市	北海道美瑛市	埼玉県熊谷市	神奈川県海老名市	滋賀県野洲市
条例名	日進市自治基本条例	甲府市自治基本条例	四国中央市自治基本条例	美瑛市まちづくり基本条例	熊谷市自治基本条例	海老名市自治基本条例	野洲市まちづくり基本条例
人口	89,173	191,801	89,721	22,994	200,686	130,259	50,867
施行期日	平成19年10月1日	平成19年6月21日	平成19年7月1日	平成19年9月1日 改正:平成24年4月1日	平成19年10月1日	平成19年10月1日	平成19年10月1日
第1条 目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条 条例の位置づけ	最高規範性	最高規範性	最高規範性	最高規範性	条例の位置づけ	最高規範性	この条例の位置づけ
第3条 定義	用語の意味	用語の意味	定義	定義	用語の定義	用語の定義	定義
第4条 自治の基本原則	参画と協働の原則/情報共有の原則	参画と協働の原則/情報共有の原則	まちづくりの目標	市民主体のまちづくり/情報の共有/協働のまちづくり	市民参加の原則/協働の原則/情報共有の原則	自治の基本理念/市政運営の基本原則	
第5条 個人の尊厳	市民の市政に参画する権利と責務/市民の行政サービスを受ける権利と責務	市民の権利		人権の尊重/市民の権利	市民の権利	市民の権利	人権の尊重
第6条 平和的生存権				平和の希求			
第7条 環境権				自然との共生			環境への配慮
第8条 知る権利	市民の知る権利						知る権利
第9条 個人情報の保護	市民の個人情報の保護に関する権利						
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務	市民の市政に参画する権利と責務【再掲】/市民の行政サービスを受ける権利と責務【再掲】/事業者の責務	市民の責務/事業者の責務	市民の義務	市民の義務	市民の責務/事業者の責務	市民の責務	市民の役割/事業者の役割
第12条 市議会の役割と責務	市議会の役割と責務/市議会の情報の公開と説明責任/市議会への市民参加と市議会の活性化/市議会の議員の責務/市議会の議長の責務	議会の役割及び責務/議員の責務	市議会の権限/市議会の責務/市議会議員の責務	議会の責務/議員の責務	市議会の責務/市議会議員の責務/市議会情報の公開	市議会の役割	
第13条 市長の役割と責務	市長その他の執行機関の責務	市長の責務	市長の権限/市長の責務/就任時の宣誓/他の執行機関の責務	市長の責務	市長の責務/行政の責務	市長及び市の役割	
第14条 市職員の役割と責務	市の職員の責務	職員の責務	職員の責務	職員の責務	市職員の責務	市職員の役割	
第15条 市民参加	市民の意見提出/審議会等の委員の公募	審議会等への参画/タウンコメント	参画・協働/参画の形態/審議会等	市民参加及び協働の推進/審議会等の委員の選任/意見公募手続	市民参加	参加機会の保障/市民への意見募集	
第16条 市民自治活動	コミュニティ団体等の役割/協働のしくみの構築	コミュニティ	コミュニティの役割/参画・協働【再掲】	市民参加及び協働の推進【再掲】/コミュニティ		協働のまちづくり/市民活動団体の役割/自治会の役割/市民活動の情報/まちづくりへの参加権/市民活動の推進/基金の設置	
第17条 連携	国や他の自治体との関係	連携及び協力	国及び他の地方自治体との関係/さまざまな人たちとの交流		他の自治体との広域連携/国及び県との関係		
第18条 柔軟な組織の形成	市の組織						
第19条 市民本位の市政運営	市民の要望の取扱い	苦情、不服等の対応	説明・応答責任	応答責任			
第20条 計画的な市政運営	基本構想等	総合計画	総合計画		総合計画		
第21条 開かれた市政運営	市議会の情報の公開と説明責任【再掲】/市長その他の執行機関の情報の公開	情報の公開及び共有	情報公開	情報の提供	市議会情報の公開【再掲】/情報の公開	行政情報と市民情報の共有	
第22条 個人情報の適切な取扱い		個人情報の保護	個人情報の保護	個人情報の保護	個人情報の保護	個人情報の保護	
第23条 適切な行政手続	行政手続		行政手続		行政手続		
第24条 財政	財政運営	財政運営/予算編成	財政運営	都市経営	財政運営	財政運営	
第25条 行政評価	行政評価	行政評価等	行政評価	行政評価	行政評価	行政評価	
第26条 住民投票	住民投票	住民投票	住民投票		住民投票	住民投票	
第27条 条例の遵守		市民自治推進委員会		自治基本条例審議会の設置		継続的な改善/野洲市まちづくり基本条例推進委員会	
第28条 条例の見直し		条例の見直し	条例の見直し	条例の見直し		野洲市まちづくり基本条例推進委員会【再掲】/条例の見直し	
第29条 委任		委任					

	本条例にない項目	山梨県甲府市	愛媛県四国中央市	北海道美瑛市	埼玉県熊谷市	神奈川県海老名市	滋賀県野洲市
A	危機管理		危機管理	安全・安心の確保		安全確保	
B	安全安心			安全・安心の確保【再掲】			
C	まちづくり						
D	説明責任	市議会の情報の公開と説明責任【再掲】/市長その他の執行機関の説明責任		説明・応答責任【再掲】	説明責任		
E	政策法務	自主的な法令解釈と条例の制定		政策法務			
F	公益通報			公益通報			
G	出資法人						
H	監査	直接請求、住民監査請求等	外部監査				
I	国際交流	国際交流の推進	国際交流	さまざまな人たちとの交流【再掲】			
J	子どもの権利等	子どもの権利	子ども				
K	人材育成						
L	その他		学ぶ機会				たくましい地域経済
			男女共同参画				学びあい
			地域福祉の向上				

対象 1～19:本市と同時期(平成19年度)に施行した市の条例(判明分)
20～74:平成25年度以降に施行した市の条例(判明分)

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

平成29年6月23日(金)
第5期第5回日進市自治推進委員会 資料3-2
平成29年4月現在

市名	19		市数 (全19)	割合
	愛知県日進市	新潟県新潟市		
条例名	日進市自治基本条例	新潟市自治基本条例		
人口	89,173	800,779		
施行期日	平成19年10月1日	平成20年2月22日 改正:平成27年3月20日		
第1条 目的		目的	19	100%
第2条 条例の位置づけ		条例の位置付け	19	100%
第3条 定義		定義	18	95%
第4条 自治の基本原則		自治の基本理念/自治の基本原則	16	84%
第5条 個人の尊厳		市民の権利及び責務	19	100%
第6条 平和的生存権			1	5%
第7条 環境権			2	11%
第8条 知る権利			6	32%
第9条 個人情報の保護			1	5%
第10条 権利の尊重			0	0%
第11条 市民の役割と責務		市民の権利及び責務【再掲】/ 法人等の社会的責任	19	100%
第12条 市議会の役割と責務		議会の役割及び責務/市民に開かれた議会/議員の役割及び責務	17	89%
第13条 市長の役割と責務		市長の役割及び責務等/市の役割	19	100%
第14条 市職員の役割と責務		職員の責務	16	84%
第15条 市民参加		附属機関等の委員の公募/市民意見の提出	18	95%
第16条 市民自治活動		協働の推進/区における行政運営/地域住民及び地域コミュニティの役割/区自治協議会の役割	17	89%
第17条 連携		国及び他の地方公共団体等との協力	14	74%
第18条 柔軟な組織の形成			7	37%
第19条 市民本位の市政運営		市政運営/市民の権利利益の保護	9	47%
第20条 計画的な市政運営			14	74%
第21条 開かれた市政運営		市民に開かれた議会【再掲】/ 情報の公開等	16	84%
第22条 個人情報の適切な取扱い		市民の権利利益の保護【再掲】	16	84%
第23条 適切な行政手続		適正な行政手続の確保	10	53%
第24条 財政		財政運営	16	84%
第25条 行政評価		行政評価等	17	89%
第26条 住民投票		住民投票	16	84%
第27条 条例の遵守			6	32%
第28条 条例の見直し			14	74%
第29条 委任			3	16%

	本条例にない項目	新潟県新潟市	市数 (全19)	割合
A	危機管理		8	42%
B	安全安心		2	11%
C	まちづくり		0	0%
D	説明責任		9	47%
E	政策法務		4	21%
F	公益通報		2	11%
G	出資法人		3	16%
H	監査	外部監査	4	21%
I	国際交流		5	26%
J	子どもの権利等		2	11%
K	人材育成		0	0%
L	その他	法令遵守及び倫理の保持	10	

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

対象 1～19:本市と同時期(平成19年度)に施行した市の条例(判明分)
20～74:平成25年度以降に施行した市の条例(判明分)

平成29年6月23日(金)
第5期第5回日進市自治推進委員会 資料3-2
平成29年4月現在

市名	愛知県日進市	青森県十和田市	静岡県掛川市	愛知県新城市	福岡県糸島市	兵庫県西脇市	東京都調布市
条例名	日進市自治基本条例	十和田市まちづくり基本条例	掛川市自治基本条例	新城市自治基本条例	糸島市まちづくり基本条例	西脇市自治基本条例	調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例
人口	89,173	63,043	117,779	48,294	99,922	41,846	224,485
施行期日	平成19年10月1日	平成25年4月1日	平成25年4月1日	平成25年4月1日 改正:平成28年6月19日	平成25年4月1日	平成25年4月1日	平成25年4月1日
第1条 目的		目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条 条例の位置づけ		条例の位置づけ	最高規範性	条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ
第3条 定義		定義	定義	定義	用語の定義	定義	市民/解釈規定
第4条 自治の基本原則		私たちのめざすまち	基本理念/基本原則	まちづくりの基本原則	基本理念	基本理念/基本原則	自治の基本理念
第5条 個人の尊厳		市民の権利	市民等の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の役割
第6条 平和的生存権							
第7条 環境権							
第8条 知る権利		市民の権利【再掲】	市民等の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】		
第9条 個人情報の保護							
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務		市民の責務	市民等の責務	市民の責務	市民の責務	市民間の情報の共有/市民の役割及び責務/事業者の役割及び責務	市民の役割【再掲】
第12条 市議会の役割と責務		議会の役割と責務/市民に開かれた議会/議員の役割と責務	市議会の役割及び責務/市議会議員の役割及び責務	議会の責務/議員の責務	議会の責務	議会の役割等/議会の責務/議員の役割及び責務/議会への委任	市議会の役割
第13条 市長の役割と責務		市長の役割と責務	市長等の役割及び責務	市長等の責務	市長の責務/市の責務	市長の役割及び責務	市長の役割
第14条 市職員の役割と責務		職員の役割と責務	職員の責務	職員の責務	職員の責務	市職員の責務	職員
第15条 市民参加		子どもの権利等/市民の参画	審議会等の運営/市民等からの意見聴取	参加/市民まちづくり集会/子ども	市民意思の把握/附属機関等/市の役割	参画と協働の推進/参画の制度/審議会等の運営	参加と協働の推進
第16条 市民自治活動			地域自治活動/市民活動/協働によるまちづくりの推進	市民活動団体/地域自治区の設置/行政区等	校区の役割/行政区の役割/隣組の役割/自治組織の連携/まちづくりの拠点施設/協働によるまちづくりの推進	参画と協働の推進【再掲】/地域自治協議会/市民公益活動	参加と協働の推進【再掲】/コミュニティへの支援
第17条 連携			広域連携及び交流		国、地方公共団体等との連携	国及び兵庫県との連携/他の自治体等との連携	他の地方自治体、国等との連携及び協力
第18条 柔軟な組織の形成						行政組織/人事政策	組織
第19条 市民本位の市政運営		地域経営の基本/説明・応答の責任	市民等からの意見聴取【再掲】				市民の要望等への対応
第20条 計画的な市政運営		総合計画	市政運営の基本原則/総合計画	市政運営/総合計画等	総合計画/分野別計画/計画の実行	総合計画	計画行政
第21条 開かれた市政運営		市民に開かれた議会【再掲】/情報の共有	情報の公開	情報	情報提供/情報公開/魅力に関する情報の発信	情報の提供/情報の公開	情報公開
第22条 個人情報の適切な取扱い		個人情報の保護	個人情報の保護		個人情報の保護	個人情報の保護	
第23条 適切な行政手続			行政手続			行政手続	
第24条 財政		健全な財政運営	財政運営	財政運営	健全財政	財政運営の基本方針/予算編成、執行及び決算/財産管理及び財政状況の公表	財政
第25条 行政評価		事業評価/行政改革	行政評価		行政評価/改善	行政評価	行政評価
第26条 住民投票		住民投票	住民投票	住民投票	住民投票	住民投票/住民投票の請求及び発議	
第27条 条例の遵守				市民自治会議の設置等		条例の運用及び見直し	
第28条 条例の見直し		条例の推進/条例の検証及び見直し	条例の検証及び見直し	条例の見直し		条例の運用及び見直し【再掲】	条例の見直し
第29条 委任		委任			委任		

	本条例にない項目	青森県十和田市	静岡県掛川市	愛知県新城市	福岡県糸島市	兵庫県西脇市	東京都調布市
A	危機管理	危機管理	危機管理		安全・安心の確保及び危機管理体制の整備	危機管理	危機管理
B	安全安心				安全・安心の確保及び危機管理体制の整備【再掲】		
C	まちづくり						
D	説明責任	説明・応答の責任【再掲】	説明責任	説明責任		説明責任/応答責任	
E	政策法務					政策法務	政策法務
F	公益通報		職員通報制度			法令遵守及び公益目的通報	
G	出資法人						
H	監査						
I	国際交流		広域連携及び交流【再掲】			国際及び国内交流	
J	子どもの権利等	子どもの権利等【再掲】			子育て及び教育の推進		
K	人材育成						
L	その他			協力者	自然環境及び文化の保全・活用・継承	生涯学習	

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

市名	愛知県日進市	愛知県碧南市	愛知県岩倉市	大分県臼杵市	大分県杵築市	秋田県横手市	山梨県甲斐市
条例名	日進市自治基本条例	碧南市協働のまちづくりに関する基本条例	岩倉市自治基本条例	臼杵市まちづくり基本条例	杵築市自治基本条例	横手市自治基本条例	甲斐市まちづくり基本条例
人口	89,173	71,930	47,822	38,388	30,407	93,693	75,349
施行期日	平成19年10月1日	平成25年4月1日	平成25年4月1日	平成25年4月1日	平成25年7月1日	平成25年10月1日	平成25年10月1日
第1条 目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条 条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ/法体系の構成	この条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ
第3条 定義	用語の定義	定義	定義	定義	定義	定義	定義
第4条 自治の基本原則	基本原則	自治の基本原則	基本理念/基本原則	基本原則	基本理念/基本原則	基本理念/基本原則	基本理念
第5条 個人の尊厳	市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利と果たすべき役割	
第6条 平和的生存権							
第7条 環境権							
第8条 知る権利	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】		
第9条 個人情報の保護							
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務	市民の責務	市民の役割と責務	市民の責務	権利の行使と責務	市民の権利と果たすべき役割【再掲】	市民の役割	
第12条 市議会の役割と責務		議会及び議員の役割と責務	議会の基本的役割と責務/議員の基本的役割と責務	議会の責務/開かれた議会/議員の責務/議会に関する基本的事項	議会の役割と責務/議員の役割と責務	議会の役割/議員の役割	
第13条 市長の役割と責務	行政の責務	市長の役割と責務	行政の基本的役割と責務/市長の基本的役割と責務	市長の役割と責務/行政の役割と責務	市長の役割と責務	市長の役割/その他の執行機関の役割	
第14条 市職員の役割と責務	職員の責務	職員の役割と責務	職員の責務	市職員の役割と責務	市職員の役割と責務	職員の役割	
第15条 市民参加	市民参加/市民参加の対象/審議会等	市民参加と協働	条例制定等の手続/市民参画の機会の保障/市民提案の推進/市民意見の募集/審議会、委員会等への市民参画	市民参画の機会	市民の参画の推進/意見聴取手続/審議会等への参画	市民参加の推進	
第16条 市民自治活動	市民と行政の協働の推進/市民公益活動の促進/財政支援/参入機会の確保/地域自治の推進/地域まちづくり組織	市民参加と協働【再掲】/市民自治活動	協働のまちづくり/まちづくりの推進/対等な立場での参画		住民自治に関する市民の役割/コミュニティ活動の推進	地域コミュニティの役割/協働の推進	
第17条 連携		市外の人々、国等との連携	他都市等との連携及び協力	国や地方公共団体との協力	広域連携等	国、県及び他の市町村との連携/交流の推進	
第18条 柔軟な組織の形成		執行機関の組織	行政組織の編成				
第19条 市民本位の市政運営		市民本位の市政運営	意見、要望等への対応				
第20条 計画的な市政運営		計画的な市政運営	総合計画の策定及び進行管理	総合計画の位置づけ	市政運営の原則/総合計画	まちづくりの方針決定	
第21条 開かれた市政運営	情報公開/情報提供	情報公開と個人情報の適切な取扱い	情報の公開及び提供	市政情報の公開/開かれた議会【再掲】		情報の公開及び共有	
第22条 個人情報の適切な取扱い	個人情報の取扱い	情報公開と個人情報の適切な取扱い【再掲】	個人情報の取扱い	個人情報の保護		個人情報の保護	
第23条 適切な行政手続		行政手続	行政手続			行政手続	
第24条 財政		財政運営等	財政運営	財政運営		財政運営	
第25条 行政評価	行政評価	行政評価	行政評価			行政評価	
第26条 住民投票		住民投票	住民投票の実施及び尊重	住民投票	住民投票	住民投票	
第27条 条例の遵守		実効性の確保				実効性の確保	
第28条 条例の見直し	条例の検証等	実効性の確保【再掲】		本条例の検討	条例の見直し	条例の見直し	
第29条 委任					委任	その他	
	本条例にない項目	愛知県碧南市	愛知県岩倉市	大分県臼杵市	大分県杵築市	秋田県横手市	山梨県甲斐市
A	危機管理		危機管理及び災害等緊急時の対応	危機管理	安全の確保		危機管理
B	安全安心				安全の確保【再掲】		
C	まちづくり				あるべきまちの姿		
D	説明責任	説明責任			説明責任		説明責任
E	政策法務		法令等の遵守及び公益的通報	政策と法務の連携			政策法務
F	公益通報		法令等の遵守及び公益的通報【再掲】				
G	出資法人						
H	監査						
I	国際交流			他都市等との連携及び協力【再掲】			交流の推進【再掲】
J	子どもの権利等						
K	人材育成						
L	その他		地域資源の継承				

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

対象 1～19:本市と同時期(平成19年度)に施行した市の条例(判明分)
20～74:平成25年度以降に施行した市の条例(判明分)

平成29年6月23日(金)
第5期第5回日進市自治推進委員会 資料3-2
平成29年4月現在

市名	愛知県日進市	32 兵庫県姫路市	33 大阪府門真市	34 北海道恵庭市	35 岐阜県郡上市	36 北海道小樽市	37 北海道旭川市
条例名	日進市自治基本条例	姫路市まちづくりと自治の条例	門真市自治基本条例	恵庭市まちづくり基本条例	郡上市住民自治基本条例	小樽市自治基本条例	旭川市まちづくり基本条例
人口	89,173	540,678	125,121	69,044	43,500	121,719	343,551
施行期日	平成19年10月1日	平成25年12月20日	平成26年1月1日	平成26年1月1日	平成26年3月27日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
第1条 目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条 条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ	最高規範性	条例の位置づけ	条例の位置づけ等	条例の位置づけ	
第3条 定義	定義	定義	定義	定義	用語の定義	定義	定義
第4条 自治の基本原則	基本理念／基本原則	基本理念／協働によるまちづくりの基本原則	基本理念／協働によるまちづくりの基本原則	まちづくりの基本原則	基本理念／基本原則	情報の共有の原則／参加及び協働の原則	基本理念／基本原則
第5条 個人の尊厳	住民等の権利		市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利	
第6条 平和的生存権							
第7条 環境権							
第8条 知る権利	住民等の権利【再掲】		市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	
第9条 個人情報の保護							
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務	住民等の責務	市民の役割／事業所の役割	市民の役割	市民の役割と責務	市民の責務／事業者の権利及び責務	市民の責務／事業者の権利及び責務	市民等の役割
第12条 市議会の役割と責務	議会の責務／議員の責務	議会の役割／議員の役割	議会の役割と責務／議員の責務	議会の役割と責務	議会の役割及び責務／議員の責務	議会の役割及び責務／議員の責務	議会の責務
第13条 市長の役割と責務	市長等の責務	市役所の役割	市長の責務／執行機関の責務	市長等の責務／市長の責務	市長の役割及び責務	市長等の責務	
第14条 市職員の役割と責務	職員の責務	職員の役割	職員の責務	市職員の責務	職員の育成等／職員の責務	職員の責務	
第15条 市民参加	参画の機会確保と推進／意見の聴取／附属機関等への参加等／協働の推進		市民参加の推進／市民意見の公募／審議会等	パブリックコメント制度／審議会等への参加	市民参加の推進／委員の公募	市民参加	
第16条 市民自治活動		協働の基盤の整備／地域の自治の推進／地域会議の推進	協働のまちづくり／コミュニティ	住民自治の推進組織／市民協働	協働によるまちづくりの推進／コミュニティ	市民活動／地域主体のまちづくり／協働	
第17条 連携	国や他の地方公共団体との関係	国及び他の地方公共団体との連携	国／北海道及び他の市町村との連携	国等他機関との連携、協力の連携	国、北海道及び他の自治体との連携及び協力／関係機関との連携及び協力	他の機関との連携及び拠点性の発揮	
第18条 柔軟な組織の形成	行政組織		組織運営		組織運営	行政改革等	
第19条 市民本位の市政運営	意見等への対応			意見、要望、苦情等への応答			
第20条 計画的な市政運営	総合的かつ計画的な行政運営	総合計画	総合計画	総合計画	総合的な計画	計画的な市政運営	
第21条 開かれた市政運営	情報の提供と共有／情報の公開		情報の共有／情報公開	情報公開／会議等の公開	情報の提供／情報の公開	情報公開及び情報提供	
第22条 個人情報の適切な取扱い	個人情報保護		個人情報の保護	個人情報保護	個人情報の保護	個人情報保護	
第23条 適切な行政手続	行政手続		行政手続	行政手続	行政手続	行政手続	
第24条 財政	財政及び財務		財政運営	財政運営	財政運営		
第25条 行政評価	効率的かつ効果的な行政運営		行政評価	行政評価	行政評価	行政改革等【再掲】	
第26条 住民投票	住民投票		住民投票	住民投票	住民投票		
第27条 条例の遵守		門真市自治基本条例推進委員会					評価検証
第28条 条例の見直し	条例の見直し	門真市自治基本条例推進委員会【再掲】	条例の見直し	条例の検証	条例の見直し	条例の見直し	
第29条 委任							

	本条例にない項目	兵庫県姫路市	大阪府門真市	北海道恵庭市	岐阜県郡上市	北海道小樽市	北海道旭川市
A	危機管理	危機管理		安全で安心なまちづくり	危機管理	安全で安心なまちづくり	危機管理
B	安全安心			安全で安心なまちづくり【再掲】		安全で安心なまちづくり【再掲】	
C	まちづくり					魅力あるまちづくり	
D	説明責任	説明責任		説明責任		説明責任	
E	政策法務	法務				法務	公正な職務の執行の確保
F	公益通報	公益通報				公益通報制度	
G	出資法人			出資団体等		関与団体	
H	監査					外部監査	
I	国際交流	国際交流					他の機関との連携及び拠点性の発揮【再掲】
J	子どもの権利等						
K	人材育成						
L	その他						

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

市名	愛知県日進市	38 佐賀県佐賀市	39 大分県日田市	40 福島県白河市	41 栃木県大田原市	42 栃木県真岡市	43 栃木県下野市
条例名	日進市自治基本条例	佐賀市まちづくり自治基本条例	日田市自治基本条例	白河市自治基本条例	大田原市自治基本条例	真岡市自治基本条例	下野市自治基本条例
人口	89,173	234,862	67,930	61,978	75,171	79,617	60,045
施行期日	平成19年10月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
第1条 目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条 条例の位置づけ	この条例の尊重	この条例の尊重	条例の位置付け	条例の尊重	条例の位置付け	条例の位置付け	位置付け及び最高規範性
第3条 定義	定義	定義	定義	定義	用語の定義	定義	定義
第4条 自治の基本原則	自治の基本理念/まちづくりの基本原則	自治の基本原則	まちづくりの基本理念/まちづくりの基本原則	自治の基本理念/自治の基本原則/自治運営の原則	自治の基本理念/自治の基本原則/連携及び協力の基本原則/自治運営の原則	自治の基本理念/自治の基本原則/連携及び協力の基本原則/自治運営の原則	自治の基本理念/基本原則
第5条 個人の尊厳	市民等の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利、役割及び責務	市民の権利	市民の権利
第6条 平和的生存権							
第7条 環境権							
第8条 知る権利	市民等の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】			市民の権利【再掲】
第9条 個人情報の保護							
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務	市民等の役割及び責務/事業者の役割及び責務	市民の責務	市民の役割/事業者等の役割	市民の権利、役割及び責務【再掲】	市民の責務	市民の責務	市民の責務/事業者の権利及び責務
第12条 市議会の役割と責務	議会の役割及び責務	市議会の責務等/議員の責務	市議会の役割	議会の役割及び責務/連携及び協力の基本原則	議会の責務/議員の責務	議会の役割、責務、運営等/議員の責務	議会の役割、責務、運営等/議員の責務
第13条 市長の役割と責務	市長の役割及び責務	市長の責務	市の役割	市長等の役割及び責務/連携及び協力の基本原則【再掲】	市長及び市職員	市長の責務	市長の責務
第14条 市職員の役割と責務	職員の役割及び責務	職員の責務			市長及び市職員【再掲】	職員の責務	職員の責務
第15条 市民参加	市民参加の推進/意見公募手続/審議会等	附属機関等/パブリックコメント手続/市民参画/子どもの権利等	市民参画	市民の意思表明/子どもの参加	参画・協働/市民意見の広聴	参画/意見募集/委員の公募及び審議会等の公開等/子どもの参画	参画/意見募集/委員の公募及び審議会等の公開等/子どもの参画
第16条 市民自治活動	市民活動団体の役割及び責務/地域コミュニティ活動/協働の推進	地域コミュニティの役割等/地域課題/協働	地域コミュニティの役割/市民活動への支援/協働		参画・協働【再掲】	コミュニティ組織の責務及び支援/協働	コミュニティ組織の責務及び支援/協働
第17条 連携	国及び他の地方公共団体との関係	市内外の人々等との交流及び連携/他の自治体及び国等との連携	国、県等との連携等	広域連携		広域連携/国内交流	広域連携/国内交流
第18条 柔軟な組織の形成		組織及び人事政策				行政組織	行政組織
第19条 市民本位の市政運営	意見等の取扱い			意見等への対応		提案、要望、意見等への対応	提案、要望、意見等への対応
第20条 計画的な市政運営	総合計画	計画的な市政運営	計画的な市政運営			総合計画	総合計画
第21条 開かれた市政運営	情報共有の推進/会議の公開	情報の公開及び管理等	情報の共有/情報の公開/市民への公表	情報の公開、個人情報の保護等	公開の原則	情報提供/情報公開/意見募集/委員の公募及び審議会等の公開等【再掲】	情報提供/情報公開/意見募集/委員の公募及び審議会等の公開等【再掲】
第22条 個人情報の適切な取扱い	個人情報の適正な管理		個人情報の保護	情報の公開、個人情報の保護等【再掲】		個人情報の適正な取扱い	個人情報の適正な取扱い
第23条 適切な行政手続	行政手続			行政手続		行政手続	行政手続
第24条 財政	財政運営	財政運営	健全な財政運営	行財政運営		財政及び財務	財政及び財務
第25条 行政評価	行政評価	行政評価	行政改革の推進			行政評価	行政評価
第26条 住民投票	住民投票	住民投票		住民投票	住民投票	住民投票	住民投票
第27条 条例の遵守	佐賀市自治基本条例検証委員会		条例の検証			見直し	見直し
第28条 条例の見直し	佐賀市自治基本条例検証委員会【再掲】/条例の見直し	条例の見直し	条例の検証【再掲】	条例の見直し	条例の改正	見直し【再掲】	見直し【再掲】
第29条 委任							
	本条例にない項目	佐賀県佐賀市	大分県日田市	福島県白河市	栃木県大田原市	栃木県真岡市	栃木県下野市
A	危機管理	災害等への対応	危機管理	自助、共助及び公助/危機管理体制の整備/災害に強いまちづくりの推進	危機管理		危機管理
B	安全安心						
C	まちづくり						
D	説明責任	説明責任		市民への公表【再掲】			説明責任
E	政策法務		政策法務				法務
F	公益通報					通報の意義	公益通報
G	出資法人						出資団体等
H	監査			適正な監査			
I	国際交流	国際的な視野の醸成					国際交流
J	子どもの権利等	子どもへのまなざし	子どもの権利等【再掲】				
K	人材育成			人材の育成			人材及び組織の育成
L	その他		自然環境、歴史及び文化の保全等			法令の遵守	

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

市名	愛知県日進市	44 岩手県滝沢市	45 東京都東村山市	46 鹿児島県いちき串木野市	47 埼玉県ふじみ野市	48 埼玉県戸田市	49 静岡県焼津市
条例名	日進市自治基本条例	滝沢市自治基本条例	東村山市みんなて進めるまちづくり基本条例	いちき串木野市自治基本条例	ふじみ野市自治基本条例	戸田市自治基本条例	焼津市自治基本条例
人口	89,173	55,141	150,854	29,083	113,258	136,526	141,533
施行期日	平成19年10月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日 改正:平成26年4月1日	平成26年6月26日	平成26年7月1日	平成26年10月1日
第1条 目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条 条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ	最高規範性	位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ
第3条 定義	定義	定義	定義	定義	定義	定義	定義
第4条 自治の基本原則	基本原則	基本理念/基本原則	基本理念/基本原則	自治の基本理念/自治の基本原則	協働の原則/参加・参画の原則/情報共有の原則/協議の原則	協働の原則/参加・参画の原則/情報共有の原則/協議の原則	まちづくりの推進に関する基本原則
第5条 個人の尊厳	市民の権利及び責務	市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民が尊重されること
第6条 平和的生存権							
第7条 環境権							
第8条 知る権利	市民の権利及び責務【再掲】		市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民が尊重されること【再掲】
第9条 個人情報の保護							
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務	市民の権利及び責務【再掲】	市民の役割	市民の責務	市民の責務	市民の役割	市民の役割	市民が守ること/事業者が尊重されること及び守ること
第12条 市議会の役割と責務	市議会議員の責務/議会運営の原則	議会及び議員	市議会の役割と責務/市議会議員の責務	市議会の責務/市議会議員の責務	議会の役割	議会の役割	議会の役割及び責務/議員の役割及び責務
第13条 市長の役割と責務	市長の責務	市長の責務	市の役割と責務/市長の責務	市長の責務	行政の役割/市長の役割	市長等の役割及び責務	
第14条 市職員の役割と責務	市職員の責務	職員の責務	市職員の役割と責務	市の職員の責務	職員の役割	職員の役割及び責務	
第15条 市民参加	市政参加等/審議会等	市民参加	総合計画への市民参画/計画策定等への市民参画/審議会等への市民参画	参加/委員等の選任/パブリックコメント	参加と連携	市民参加/子どもが尊重されること	
第16条 市民自治活動	協働による地域づくり/協働における役割/地域コミュニティ活動/運営の原則	市民の活動/支援/協働	市民自治活動への参画等/まちづくり協議会の要件及び設置/まちづくり協議会の権能/地区まちづくり計画/自治公民館活動	コミュニティ/協働	参加と連携【再掲】/市民活動団体の役割	地縁コミュニティ/公益コミュニティ/協働/まちづくり市民集会/まちづくりサポーター	
第17条 連携	地域づくりにおける連携等	国及び他の地方公共団体との関係	国、県及び他の地方公共団体等との連携・協力	国、県及び他の地方公共団体等との連携及び協力		他の自治体との連携及び協力	
第18条 柔軟な組織の形成	行政組織					市の組織	
第19条 市民本位の市政運営		市民意向の反映	市民要望等への対応	提言及び要望への対応			
第20条 計画的な市政運営	総合計画/自治立法権の行使による政策実現	総合計画と行財政改革大綱を柱とする市政運営/総合計画/行財政改革大綱		総合的な計画	行政運営	総合計画	
第21条 開かれた市政運営	情報共有等	情報の共有	情報の共有と提供/情報公開と個人情報の保護	情報の公開及び共有	情報の共有	情報の管理及び提供	
第22条 個人情報の適切な取扱い	情報共有等【再掲】	情報の管理	情報公開と個人情報の保護【再掲】	個人情報保護		情報の管理及び提供【再掲】	
第23条 適切な行政手続	行政手続		行政手続	行政手続			
第24条 財政	財政運営の原則		財政運営等	行財政運営	財政運営	財政運営/公共施設	
第25条 行政評価	行政評価	市政の評価	行政評価	行政評価	行政運営【再掲】	行政評価	
第26条 住民投票	住民投票	住民投票	住民投票	住民投票	住民投票		
第27条 条例の遵守	条例の運用状況の調査等/条例の検証等	見守り・検証	自治基本条例推進審議会		戸田市自治基本条例推進委員会	条例の実効性の確保/推進委員会	
第28条 条例の見直し	条例の見直し	改正又は廃止	条例の見直し	見直し及び改正	条例の見直し	条例の見直し	
第29条 委任	条例の制定/行政運営等に関する条例/議会の運営等に関する条例	委任		その他			
	本条例にない項目	岩手県滝沢市	東京都東村山市	鹿児島県いちき串木野市	埼玉県ふじみ野市	埼玉県戸田市	静岡県焼津市
A	危機管理	危機管理体制の確立		危機管理体制の充実	危機管理		大地震等自然災害への備え/大地震等自然災害以外の非常事態への対応
B	安全安心						
C	まちづくり	めざす地域の姿					
D	説明責任				説明責任		
E	政策法務			法令の解釈と運用	政策法務		
F	公益通報	公益通報等			公益通報		
G	出資法人						
H	監査						
I	国際交流	地域づくりにおける連携等【再掲】					
J	子どもの権利等			子どもの権利			子どもが尊重されること【再掲】
K	人材育成						
L	その他	市民憲章 議会評価 倫理					

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

対象 1～19:本市と同時期(平成19年度)に施行した市の条例(判明分)
20～74:平成25年度以降に施行した市の条例(判明分)

平成29年6月23日(金)
第5期第5回日進市自治推進委員会 資料3-2
平成29年4月現在

市名	愛知県日進市	岐阜県関市	新潟県十日町市	北海道岩見沢市	青森県弘前市	愛知県愛西市	愛知県小牧市
条例名	日進市自治基本条例	関市自治基本条例	十日町市まちづくり基本条例	岩見沢市まちづくり基本条例	弘前市協働によるまちづくり基本条例	愛西市自治基本条例	小牧市自治基本条例
人口	89,173	90,573	55,572	84,259	176,196	64,352	153,551
施行期日	平成19年10月1日	平成26年12月25日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
第1条 目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条 条例の位置づけ	条例の位置付け	条例の位置付け	条例の位置付け	条例の位置付け	条例の位置付け/条例の適用	最高規範性	条例の位置付け
第3条 定義	定義	定義	定義	定義	定義	用語の定義	定義
第4条 自治の基本原則	基本原則	基本原則	基本理念/基本原則	基本理念/基本原則	基本理念/基本原則/まちづくりの主体	自治の基本的な考え方/自治の基本原則	まちづくりの基本理念/まちづくりの基本原則
第5条 個人の尊厳	市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利		市民の権利及び責務	市民の権利
第6条 平和的生存権	市民の権利【再掲】						
第7条 環境権							
第8条 知る権利			市民の権利【再掲】				市民の権利【再掲】
第9条 個人情報の保護							
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務	市民の役割及び責務/事業者の社会的責任	市民の役割	市民の役割と責務/事業者の役割	市民の役割/学生の役割/子どもの権利等/事業者の役割	市民の権利及び責務【再掲】	市民の責務	
第12条 市議会の役割と責務	議会の責務	市議会の役割及び責務/市議会議員の責務	議会の役割と責務/議員の役割と責務	議会の役割	市議会、市議会議員の権限及び責務	議会の責務/議員の責務/議会及び市長	
第13条 市長の役割と責務	行政の責務/市長の責務	行政の責務/市長の責務	市長の役割と責務	執行機関の役割	市長の権限及び責務/市長以外の執行機関の権限及び責務	行政の責務/市長の責務/議会及び市長【再掲】	
第14条 市職員の役割と責務	職員の責務	市職員の責務	職員の役割と責務	執行機関の役割【再掲】	市の職員の責務	職員の責務	
第15条 市民参加	審議会等/パブリックコメント制度/子どもの権利		市民参加/市民参加の促進	意見聴取手続/附属機関の運営	企画立案等/審議会等/政策の実行	まちづくりへの参加/市政への参加	
第16条 市民自治活動	地域委員会/市民活動センター/まちづくり市民会議	地域自治の尊重/地域自治組織/協働の推進	コミュニティ活動の推進/協働の推進	コミュニティの役割/協働の推進/市民力等の推進	コミュニティの形成	地域における自治組織の活動/市民の公益的活動/協働の推進	
第17条 連携	国、県その他の自治体との協力/他地域との交流	国、県等との連携	連携及び協力	市外の人々との連携等/国等との連携/国際社会との交流及び連携	他の自治体等との連携		
第18条 柔軟な組織の形成		行政組織		執行機関の役割【再掲】			
第19条 市民本位の市政運営			市民の意見等	意見等への応答義務			
第20条 計画的な市政運営	総合計画	総合計画	総合計画	総合計画	将来ビジョン等の策定	基本計画及び予算	
第21条 開かれた市政運営	情報の共有	情報共有	情報共有/情報の提供及び公開	情報公開/情報提供/情報共有	情報公開	情報提供及び個人情報の保護	
第22条 個人情報の適切な取扱い	個人情報の保護	個人情報の取扱い	個人情報の保護	個人情報保護		情報提供及び個人情報の保護【再掲】	
第23条 適切な行政手続					行政手続		
第24条 財政	財政運営	財政運営/財産管理	財政運営	財政運営		財政運営	
第25条 行政評価	行政評価/まちづくりに関する住民満足度の調査	行政評価	行政評価	評価	行政評価	市政の改善	
第26条 住民投票	住民投票	住民投票	住民投票	住民投票	住民投票	住民投票	
第27条 条例の遵守	関市自治基本条例推進審議会		推進委員会	条例の実行性の確保	運用と点検		
第28条 条例の見直し	関市自治基本条例推進審議会【再掲】	条例の検証	条例の見直し	条例の実行性の確保【再掲】	検証/条例の改正	検証	
第29条 委任	委任	委任					
本条例にない項目							
A	危機管理	危機管理	危機管理	危機管理	危機管理体制の確立	危機管理	
B	安全安心		安全・安心の確保				
C	まちづくり		まちづくりの方針/ふるさとを育むまちづくり/雪との共生/雪を生かしたまちづくり/雪国文				
D	説明責任	説明責任			説明責任		
E	政策法務						
F	公益通報						
G	出資法人						
H	監査						
I	国際交流	他地域との交流【再掲】			国際社会との交流及び連携【再掲】		
J	子どもの権利等	子どもの権利【再掲】		青少年及び子どもの権利	子どもの権利等【再掲】		
K	人材育成					人材の発掘及び育成	
L	その他	高齢者、障がい者等の権利	健康福祉/子育て支援			選挙	
			産業振興及び定住促進/観光交流/芸術文化及びスポーツの振興				
			自然との共生/地域循環型社会の構築/快適な生活環境の確保				

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

対象 1～19:本市と同時期(平成19年度)に施行した市の条例(判明分)
20～74:平成25年度以降に施行した市の条例(判明分)

平成29年6月23日(金)
第5期第5回日進市自治推進委員会 資料3-2
平成29年4月現在

市名	愛知県日進市	56 石川県野々市市	57 大分県宇佐市	58 岐阜県瑞浪市	59 茨城県龍ヶ崎市	60 北海道釧路市	61 長崎県長崎市
条例名	日進市自治基本条例	野々市市まちづくり基本条例	宇佐市自治基本条例	瑞浪市まちづくり基本条例	龍ヶ崎市まちづくり基本条例	釧路市まちづくり基本条例	長崎市よかまちづくり基本条例
人口	89,173	51,660	57,782	38,896	78,459	175,193	433,436
施行期日	平成19年10月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年7月1日	平成27年9月1日	平成27年10月1日	平成27年12月1日
第1条 目的		目的	目的	目的	目的	目的	
第2条 条例の位置づけ		条例の位置付け	条例の位置付け	条例の位置付け	条例の位置付け	この条例の位置付け	
第3条 定義		定義	定義	定義	定義	定義	用語の意味
第4条 自治の基本原則		まちづくりの基本理念	基本理念/基本原則/まちづくりの原則	まちづくりの基本原則	まちづくりの基本理念	基本理念/基本原則/男女平等参画	まちづくりの基本理念/まちづくりの基本原則
第5条 個人の尊厳			市民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利	
第6条 平和的生存権			市民の権利【再掲】				
第7条 環境権							
第8条 知る権利			市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	
第9条 個人情報の保護							
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務		市民の役割と責務	市民の責務	市民の責務	市民の役割と責務	市民の責務/事業者の責務	市民の役割
第12条 市議会の役割と責務		議会の役割と責務	議会の責務/議員の責務	議会の役割と責務	議会の役割と責務/議員の役割と責務	議会及び議員の責務	議会の責務
第13条 市長の役割と責務		行政の役割と責務	行政の責務/市長の責務	市長の役割と責務/執行機関の役割と責務	市長の役割と責務/執行機関の役割と責務	市長の責務	市長等の責務
第14条 市職員の役割と責務			職員の責務	市の職員の役割と責務	職員の役割と責務	市職員の責務	職員の責務
第15条 市民参加		市政への参加/意見の募集/取組の公表/人材育成	条例の制定等の手続/市民提案/市民意見の聴取/附属機関等	子ども及び若者/参加	子どものまちづくりへの参加/参加の促進/参加の方法/意見への対応/附属機関への参加	市民参加/子どものまちづくりへの参加/市民意見提出手続	
第16条 市民自治活動		地域活動/市民活動/相互の連携/取組の公表【再掲】	まちづくりの推進	自治会/まちづくり推進組織/市民活動団体	地域コミュニティの役割/地域コミュニティ活動の推進/地域コミュニティへの支援	コミュニティ/協働	
第17条 連携			他都市等との連携及び交流の推進		国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力/国際社会における連携及び協力	国及び他の自治体との連携	
第18条 柔軟な組織の形成			行政組織の編成	執行機関の組織	組織体制		
第19条 市民本位の市政運営					要望等への対応		
第20条 計画的な市政運営			総合計画	総合計画等	最上位の計画に基づく市政運営	基本構想等	
第21条 開かれた市政運営		情報の公開/情報の収集及び活用	情報公開	情報	情報共有	情報共有/情報公開	
第22条 個人情報の適切な取扱い		個人情報の保護	個人情報の保護	情報【再掲】	個人情報の保護	個人情報保護	
第23条 適切な行政手続			行政手続/権利保護及び意見等への対応		行政手続	行政手続	
第24条 財政			財政運営		財政運営	財政運営	
第25条 行政評価			行政評価		行政改革/行政評価	行政運営/行政評価	
第26条 住民投票			住民投票	住民投票	住民投票	住民投票	
第27条 条例の遵守		まちづくりの実践/推進委員会		市民まちづくり会議の設置			
第28条 条例の見直し		条例の検証及び見直し	条例の検討及び見直し	条例の見直し	条例の検討及び見直し	この条例の見直し	
第29条 委任							
	本条例にない項目	石川県野々市市	大分県宇佐市	岐阜県瑞浪市	茨城県龍ヶ崎市	北海道釧路市	長崎県長崎市
A	危機管理		危機管理体制の整備等		危機管理	危機管理	
B	安全安心						
C	まちづくり						まちづくりの宣言
D	説明責任				説明責任		
E	政策法務		政策法務		政策法務		
F	公益通報				法令遵守及び公益通報		
G	出資法人						
H	監査						
I	国際交流						
J	子どもの権利等						
K	人材育成	人材育成【再掲】					
L	その他		自然環境、歴史及び文化の保全等				

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

市名	愛知県日進市	岐阜県山県市	千葉県茂原市	青森県青森市	岐阜県羽島市	滋賀県甲賀市	高知県土佐清水市
条例名	日進市自治基本条例	山県市まちづくり基本条例	茂原市まちづくり条例	青森市まちづくり基本条例	岐阜県羽島市まちづくり基本条例	甲賀市まちづくり基本条例	土佐清水市みんなでまちづくり条例
人口	89,173	27,792	91,070	291,012	68,397	91,485	14,154
施行期日	平成19年10月1日	平成28年3月18日	平成28年4月1日 改正:平成28年3月22日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日
第1条 目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条 条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ	この条例と他の条例等との関係	条例の尊重	条例の位置づけ	条例の位置づけ	条例の位置づけ
第3条 定義	定義	定義	定義	定義	定義	定義	定義
第4条 自治の基本原則	基本理念/基本原則/情報の共有	まちづくりの基本原則/男女共同参画	まちづくりの基本理念	基本理念/基本原則/市民参画の推進/協働の推進/情報の共有及び公開/協働によるまちづくり	まちづくりの基本理念/情報の提供及び共有	めざすまちの姿/情報の公開及び共有	めざすまちの姿/情報の公開及び共有
第5条 個人の尊厳	市民の権利	市民等の権利			目指すまちの姿/市民の権利	めざすまちの姿【再掲】	めざすまちの姿【再掲】
第6条 平和的生存権					目指すまちの姿【再掲】	めざすまちの姿【再掲】	めざすまちの姿【再掲】
第7条 環境権						めざすまちの姿【再掲】/環境	めざすまちの姿【再掲】/環境
第8条 知る権利	市民の権利【再掲】	市民等の権利【再掲】		市民の権利	市民の権利【再掲】	市民の権利【再掲】	情報の公開及び共有【再掲】
第9条 個人情報の保護							
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務	市民の役割	市民等の役割	市民の責務	市民の役割及び責務	市民の役割及び責務	市民の役割及び責務	環境保全【再掲】
第12条 市議会の役割と責務	議会等の責務	議会の役割と責務/議員の役割と責務/議会に関する基本的事項	議会の責務/議員の責務	議会の役割及び責務	議会及び議員の役割及び責務	市議会の役割	
第13条 市長の役割と責務	行政の責務	市長の役割と責務/市長以外の執行機関の役割と責務	市長等の責務/市長の責務	市長等の役割及び責務/企業及び事業所の役割及び責務	市長等の役割及び責務	市長及び市の役割	
第14条 市職員の役割と責務	行政の責務【再掲】	職員の役割と責務	職員の責務	職員の役割及び責務		市職員の役割	
第15条 市民参加	市民の権利【再掲】/行政の責務/市民協働/意見公募/附属機関の委員公募	市政への参加の機会の保障/子どもの参加の機会の保障	市民参画の確保と推進/附属機関/市民意見の収集と尊重	市民の権利【再掲】/市民参画の推進【再掲】/審議会等/会議の公開/パブリックコメント	市民参加/子どもの権利	参画の保障	
第16条 市民自治活動	市民の役割【再掲】/地域活動	まちづくりと地域コミュニティ/地域コミュニティの育成及び支援/地域まちづくり協議会/協働によるまちづくり	協働/市民活動団体の責務/地域コミュニティ団体の責務	地域コミュニティ活動への関わり	区及び自治会/市民活動	市民の役割/自治会の役割/事業者の役割	
第17条 連携	広域連携	国等との連携		国、県等との連携	国及び他の地方公共団体との関係		
第18条 柔軟な組織の形成				市長等の役割及び責務【再掲】			
第19条 市民本位の市政運営				パブリックコメント【再掲】	市民参加【再掲】/市長等の役割及び責務【再掲】	参画の保障【再掲】	
第20条 計画的な市政運営	計画行政	総合計画等	総合計画	計画的な市政運営	総合計画	総合振興計画	
第21条 開かれた市政運営	行政の責務【再掲】/情報の共有【再掲】	市政に関する情報の共有/情報公開	情報の共有	情報の共有及び公開【再掲】	情報の公開/行政運営の基本原則	情報の公開及び共有【再掲】	
第22条 個人情報の適切な取扱い	個人情報の保護	個人情報の保護	個人情報の管理	個人情報の保護	個人情報保護	個人情報の保護	
第23条 適切な行政手続	行政手続	行政手続		行政手続			
第24条 財政	財政運営	財政運営	財政運営		財政運営/財産管理	財政運営	
第25条 行政評価		行政評価	市政運営の評価		行政評価	行政評価	
第26条 住民投票	住民投票	住民投票	住民投票/住民投票の尊重	住民投票	住民投票	住民投票	
第27条 条例の遵守	まちづくり基本条例審議会					継続的な改善	
第28条 条例の見直し	まちづくり基本条例審議会【再掲】	条例の見直し	条例等の見直し	条例の見直し	条例の見直し	条例の見直し	
第29条 委任	委任						
	本条例にない項目		千葉県茂原市	青森県青森市	岐阜県羽島市	滋賀県甲賀市	高知県土佐清水市
A	危機管理	危機管理体制の確立	危機管理	危機管理体制の確立	危機管理	安全安心なまちづくり	危機管理
B	安全安心					安全安心なまちづくり【再掲】	
C	まちづくり					まちづくりの基本理念【再掲】/自治振興会	めざすまちの姿【再掲】
D	説明責任		説明責任・応答責任		市長等の役割及び責務【再掲】	説明責任	
E	政策法務		政策法務				
F	公益通報						
G	出資法人						
H	監査		監査				
I	国際交流						
J	子どもの権利等					子どもの権利【再掲】	
K	人材育成				地域コミュニティ活動への関わり【再掲】	市民活動【再掲】	
L	その他				地域コミュニティの役割及び責務	学び及び教育	市民憲章

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

対象 1～19:本市と同時期(平成19年度)に施行した市の条例(判明分)
20～74:平成25年度以降に施行した市の条例(判明分)

平成29年6月23日(金)
第5期第5回日進市自治推進委員会 資料3-2
平成29年4月現在

市名	愛知県日進市	福岡県大牟田市	福島県会津若松市	秋田県大仙市	熊本県玉名市	兵庫県尼崎市	長野県安曇野市
条例名	日進市自治基本条例	大牟田市協働のまちづくり推進条例	会津若松市自治基本条例	だいせんまちづくり基本条例	玉名市自治基本条例	尼崎市自治のまちづくり条例	安曇野市自治基本条例
人口	89,173	117,299	122,121	73,538	67,286	462,520	97,987
施行期日	平成19年10月1日	平成28年4月1日	平成28年6月29日	平成28年10月1日	平成28年10月1日	平成28年10月8日	平成29年4月1日
第1条 目的		目的	目的	目的	目的	この条例の目的	目的
第2条 条例の位置づけ		条例の位置付け	条例の位置付け	条例の位置付け	条例の位置付け		条例の位置付け
第3条 定義		定義	定義	定義	定義	定義	定義
第4条 自治の基本原則		基本原則/情報の共有	情報の提供及び共有/参画	基本原則/情報の共有/男女共同参画	自治の基本理念/自治の基本原則/審議会等/情報共有の原則	基本理念	自治の基本理念/市政運営の基本原則
第5条 個人の尊厳					市民の権利/参画の権利		自治の基本理念【再掲】
第6条 平和的生存権					市民の権利【再掲】		
第7条 環境権							
第8条 知る権利		情報の共有【再掲】	市民の役割及び責務/情報公開	市民の権利/情報の公開	市民の権利【再掲】	市民等の権利及び責務/情報の発信	市民の権利
第9条 個人情報の保護			個人情報保護	個人情報の保護			
第10条 権利の尊重							
第11条 市民の役割と責務		市民の役割/事業者の役割	市民の役割及び責務【再掲】/情報の提供及び共有【再掲】	市民の責務	市民の役割及び責務		
第12条 市議会の役割と責務			議会及び議員の役割及び責務	議会の責務/議員の責務	市議会の役割及び責務/市議会議員の役割及び責務	議会の責務	市議会の役割及び責務/議員の責務
第13条 市長の役割と責務			市長等の役割及び責務	市長の責務	市長の責務	市長等の責務	市長の役割及び責務/市の役割及び責務
第14条 市職員の役割と責務		職員の意識及び能力の向上	市職員の役割及び責務	市職員の責務	市の職員の責務		職員の責務
第15条 市民参加		市民の役割【再掲】/市民参加の機会の確保/市民参加の対象/市民参加の方法/市民参加の公表	参画【再掲】/市民意見の公募/審議会等への参画	市民の権利【再掲】/市民参画の推進/協働の推進/審議会等	市民の権利【再掲】/子どもの権利/執行機関の責務/市政の基本原則/審議会等【再掲】/パブリックコメント手続/参画の権利【再掲】/参画の制度	市民等の権利及び責務【再掲】/まちづくりへの参画	市民の権利【再掲】/附属機関/パブリックコメント
第16条 市民自治活動		市民の役割【再掲】/地域コミュニティ組織の役割/地域コミュニティ組織への参加等/地域コミュニティ組織への支援/市民活動団体の役割/市民活動への支援	コミュニティ及び協働	協働の推進【再掲】	市民の役割及び責務【再掲】/地域コミュニティ活動	地域コミュニティにおける取組/取組の推進	市民の責務/区の役割/区への加入/区への支援
第17条 連携			国、他の自治体等との連携及び協力	国・県・他の自治体との連携/市民交流	国、県等との連携		
第18条 柔軟な組織の形成			市職員の役割及び責務【再掲】				
第19条 市民本位の市政運営		市民参加の機会の確保【再掲】	市長等の役割及び責務【再掲】/市民の意見等への対応	情報の共有【再掲】	市民の意見等への対応		市政運営に関する応答責任
第20条 計画的な市政運営			総合計画	計画的な市政運営	市政の基本原則【再掲】/総合的かつ計画的な市政		市長の役割及び責務【再掲】/総合計画等
第21条 開かれた市政運営				情報の公開【再掲】	市政の基本原則【再掲】/情報公開	情報の発信【再掲】	市政の透明性及び信頼性/情報の提供
第22条 個人情報の適切な取扱い		情報の共有【再掲】		個人情報の保護【再掲】	個人情報保護	情報の発信【再掲】	個人情報の保護
第23条 適切な行政手続					行政手続		
第24条 財政			財政運営	健全な財政運営/行財政改革	財政運営及び公表		財政運営
第25条 行政評価			行政評価	行政評価	行政評価		市長の役割及び責務【再掲】/行政評価
第26条 住民投票				住民投票	住民投票		住民投票
第27条 条例の遵守							
第28条 条例の見直し		条例の見直し	条例の検証	条例の見直し	自治基本条例推進委員会の設置等/条例の見直し		自治基本条例の見直し
第29条 委任		委任					

	本条例にない項目	福岡県大牟田市	福島県会津若松市	秋田県大仙市	熊本県玉名市	兵庫県尼崎市	長野県安曇野市
A	危機管理		危機管理	危機管理	危機管理		危機管理
B	安全安心						
C	まちづくり						
D	説明責任	市の説明責任	市長等の役割及び責務【再掲】	市長の責務【再掲】/説明責任及び公表	市長の責務【再掲】	情報の発信【再掲】	政策に関する説明責任
E	政策法務						
F	公益通報						
G	出資法人						
H	監査						
I	国際交流			国際交流			
J	子どもの権利等						
K	人材育成	人材育成					
L	その他	附属機関の設置					

対象 1～19:本市と同時期(平成19年度)に施行した市の条例(判明分)
20～74:平成25年度以降に施行した市の条例(判明分)

日進市自治基本条例と他市条例との比較表

平成29年6月23日(金)
第5期第5回日進市自治推進委員会 資料3-2
平成29年4月現在

市名	74		市数 (全55)	割合
	愛知県日進市	福岡県太宰府市		
条例名	日進市自治基本条例	太宰府市自治基本条例		
人口	89,173	71,840		
施行期日	平成19年10月1日	平成29年4月1日		
第1条	目的	目的	54	98%
第2条	条例の位置づけ	条例の位置付け	51	93%
第3条	定義	定義	54	98%
第4条	自治の基本原則	自治の基本原則/情報提供及び情報公開並びに個人情報の保護/協働	55	100%
第5条	個人の尊厳		42	76%
第6条	平和的生存権		5	9%
第7条	環境権		1	2%
第8条	知る権利	市民の権利	39	71%
第9条	個人情報の保護	情報提供及び情報公開並びに個人情報の保護【再掲】	3	5%
第10条	権利の尊重		0	0%
第11条	市民の役割と責務	事業者等の役割及び責務	53	96%
第12条	市議会の役割と責務	議会の役割及び責務/議員の役割及び責務	53	96%
第13条	市長の役割と責務	市長の役割及び責務	54	98%
第14条	市職員の役割と責務	職員の役割及び責務	50	91%
第15条	市民参加	市民の権利【再掲】/市民参画/審議会等/パブリック・コメント	52	95%
第16条	市民自治活動	市民の責務/コミュニティ/協働【再掲】	50	91%
第17条	連携	国及び他の地方公共団体等との連携	41	75%
第18条	柔軟な組織の形成	組織及び人事政策	20	36%
第19条	市民本位の市政運営	市民参画【再掲】	25	45%
第20条	計画的な市政運営	総合計画等	47	85%
第21条	開かれた市政運営	情報提供及び情報公開並びに個人情報の保護【再掲】	50	91%
第22条	個人情報の適切な取扱い	情報提供及び情報公開並びに個人情報の保護【再掲】	45	82%
第23条	適切な行政手続		24	44%
第24条	財政	財政運営	42	76%
第25条	行政評価	行政評価	42	76%
第26条	住民投票	住民投票	44	80%
第27条	条例の遵守		22	40%
第28条	条例の見直し	条例の見直し	51	93%
第29条	委任		11	20%

合計数 (全74)	割合
73	99%
70	95%
72	97%
71	96%
61	82%
6	8%
3	4%
45	61%
4	5%
0	0%
72	97%
70	95%
73	99%
66	89%
70	95%
67	91%
55	74%
27	36%
34	46%
61	82%
66	89%
61	82%
34	46%
58	78%
59	80%
60	81%
28	38%
65	88%
14	19%

	本条例にない項目	福岡県太宰府市	市数 (全55)	割合
A	危機管理	危機管理	42	76%
B	安全安心		6	11%
C	まちづくり		7	13%
D	説明責任	自治の基本原則【再掲】/議会の役割及び責務【再掲】/市長の役割及び責務【再掲】	27	49%
E	政策法務	政策法務	16	29%
F	公益通報	公益通報	11	20%
G	出資法人		3	5%
H	監査	外部監査	4	7%
I	国際交流		12	22%
J	子どもの権利等	子どもの権利等	11	20%
K	人材育成		7	13%
L	その他	市民の責務【再掲】(選挙権の行使)	31	

合計数 (全74)	割合
50	68%
8	11%
7	9%
36	49%
20	27%
13	18%
6	8%
8	11%
17	23%
13	18%
7	9%
41	